

令和7年第10回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月10日（金） 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所1階 会議室1
3. 出席委員 11名
中村英子 安田鷹嗣 那須千代 小森公明
上村博文 境 良一 芥川高一 鎌賀和夫
太田桂子 加悦雅浩 宮本久美子
4. 欠席委員 1名
芥川清二
5. 議事録署名者指名 境 良一 議長
議事録署名委員 上村委員 芥川高委員
6. 議 事
 - (1) 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案第40号 事業計画変更承認申請審議について
 - (4) 議案第41号 農用地利用集積計画の同意について
 - (5) 報告第12号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について

事務局 令和7年第10回農業委員会総会を開催いたします。本日は、芥川清二委員ご欠席ですが、定数の過半数を超えていますので本総会が成立することをご報告致します。それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。次第2の会長挨拶、境会長よりご挨拶をお願いします。

境会長 こんにちは、稲刈りでお忙しい中ご出席頂きまして有難うございます。先日は、パパイアの収穫、イチジクの草刈り作業にご出席有難うございました。後でパパイアの試食会を予定しています。来月は、阿蘇郡市から研修に来宇されます。また、イチジクのハウス設置を行います。ご協

力の程よろしくお願い致します。

事務局 ありがとうございます。続きまして次第 3 の議長選出、宇土市農業委員会会議規則第 5 条により境会長に議長をお願いします。

境議長 まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するということでもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

境議長 それでは、上村委員さんと芥川高一委員さんをお願いします。只今より議案審議を行います。まず申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いします、事務局から補足説明をお願いします。それでは、今月の議案審議をお願いします。議案第 38 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する審議について」を議題といたします。それでは、申請番号 1 番について、確認委員の安田委員より説明をお願いします。

安田委員 確認しましたが、記載事項のとおりでありました。問題無いと思います。ご審議よろしくお願い致します。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 1 番について説明します。地図は 4 ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は徒歩 10～15 分、農業年数は 20 年、農機具を所有し、主たる作物は米になり、3 条の要件は満たしているものと思われれます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 1 番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 1 番について承認します。次に、申請番号 2 番について確認委員の鎌賀副会長より説明をお願いします。

鎌賀副会長 耕作放棄地解消を図っておられます。地域でも助かっています。ご審議
よろしくをお願いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお
願いします。

事務局 申請番号 2 番について説明します。地図は 5 ページ及びスクリーンをご
覧ください。申請地までの通作距離は 1.5 km、農業年数は 40 年、農機
具を所有し、主たる作物は米、ニンニクになり、3 条の要件は満たして
いるものと思われます。なお、申請地は耕作放棄地の状態であり、耕作
放棄地解消事業の活用を予定されており、半分はすでに解消、残り半分
を令和 8 年 3 月までに解消予定です。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 2 番について、委員さん
のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので 2 番について承認します。次に、申請番号
3 番について確認委員の加悦委員より説明をお願いします。

加悦委員 現地確認を行いましたが無問題ありませんでした。ご審議よろしくお願
いします。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお
願いします。

事務局 申請番号 3 番について説明します。地図は 6 ページ及びスクリーンをご
覧ください。申請地は購入予定の自宅隣接地で、農業経験はありません
が、農機具を所有し、主たる作物はみかんになり、3 条の要件は満たし
ているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号 3 番について、委員さん
のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので3番について承認します。次に、申請番号4番について確認委員の加悦委員より説明をお願いします。

加悦委員 親子間の贈与です。特に問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号4番について説明します。地図は7ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は車で60分、農業年数は9年、農機具を所有し、主たる作物は米、みかんになり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号4番について、委員さんのご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしということですので4番について承認します。次に、申請番号5番について確認委員の加悦委員より説明をお願いします。

加悦委員 記載事項のとおりです。ご審議よろしく申し上げます。

境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号5番について説明します。地図は8ページ及びスクリーンをご覧ください。申請地までの通作距離は1km、農業年数は40年、農機具を所有し、主たる作物は水稲になり、3条の要件は満たしているものと思われます。以上です。

境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号5番について、委員さんのご意見はありませんか。

- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので5番について承認します。以上、議案第38号について5件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第39号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」と議案第40号「農地法第5条の許可に係る事業計画変更承認申請について」は同一案件ですのであわせ議題とします。まず申請番号1番についての確認委員の中村委員より説明をお願いします。
- 中村委員 三和住建さんが取得され譲られて整備される案件です。ご審議よろしくをお願いします。
- 境議長 確認委員の説明はおわりました。補足説明があれば事務局より説明をお願いします。
- 事務局 申請番号1番について説明します。地図は11ページ及びスクリーンをご覧ください。なお、13ページの議案40号事業計画変更承認申請についても関連しておりますので、あわせてご覧ください。申請人は鹿児島県で建設業等を営む法人です。本申請地は、令和6年9月27日付けで農地法第5条許可を行っておりますが、許可時の事業者から、昨今の材料費・人件費の高騰により予定工事額での工事を請け負う業者が見つからず、事業に着手できないため、土地を購入したいという新たな業者へ現況のまま事業継承を行いたいとの申し出がありました。今回、議案書13ページのとおり申請者の変更及び転用目的(区画数の変更)の変更となりますので、令和6年許可当時の事業者から新たな事業者への農地法5条申請と、令和6年許可の事業計画変更の申請が必要ということで申請があっています。以上です。
- 境議長 事務局からの説明は終わりました。申請番号1番について、委員さんのご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 境議長 異議なしということですので議案第39号1番と議案第40号について承認します。次に、申請番号2番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 申請番号 2 番については、現時点で、市の災害防止条例に基づく都市整備課との協議がされていないため保留とし、次回以降の総会で審議します。議案書からは削除をお願いします。

境議長 よって 2 番については保留と致します。以上、議案第 39 号について 1 件承認を得ましたので許可書の交付を行います。次に、議案第 41 号「農用地利用集積計画の同意について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 ご説明いたします。議案書の 17 ページをご覧ください。これらは宇土市が農地の貸借について取りまとめた「農用地利用集積計画」について、農業委員会の同意を求められているものです。農業委員会の同意によって計画が定まり、農地の貸借について効力が発生します。それでは番号順に沿ってご説明いたします。借り手・貸し手・物件・貸借期間・借賃（しゃくちん）などにつきましては議案書記載のとおりです。17 ページ 58 番から 60 番につきましては、農地中間管理機構である熊本県農業公社を介した利用権の新規設定となります。次に 18 ページをご覧ください。こちらは今月の利用権設定による農地集積の状況を示していて、今月は田が 21,667 m²となっています。次に 19 ページをご覧ください。各地区ごとの農地の貸借状況を示しております。なお、表示している数値は、前回の総会後の時点で作成しておりますので、御了承ください。それでは上から順に説明いたします。まず、市内の農地の筆数及び面積になりますが、市全体の合計は 28,745 筆の 23,829,597 m²で、各地区の数値は記載のとおりです。中段は農地法第 3 条、利用権、機構法及び貸借なし、ごとの各地区の筆数及び面積になり、貸借なしは自作を含んでいます。下段は中段の数値を地区ごとの割合に直したものです。面積をベースにいきますと、市全体では農地法第 3 条を活用されている割合は 10.71%、利用権は 6.30%、機構法は 5.82%、貸借なしは 77.17%となっております。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありますか。

全委員 異議なし。

境議長 異議なしですので、議案第 41 号について承認します。次に、報告第 12 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による農地の賃貸借等の合意解約について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、報告いたします。21 ページをご覧ください。解約件数は 3 件、総合計は 9 筆で 10,399 m²です。解約農地、地目、面積、賃貸人、賃借人は議案書記載のとおりです。以上です。

境議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

境議長 ご意見ないようですので、報告第 12 号について事務局の報告を終わります。以上で予定しておりました案件の審議は終わりました。その他で何かございませんか。無い様ですのでこれをもちまして、議長の座を降段させていただきます。

事務局 ありがとうございます。閉会の言葉を鎌賀副会長にお願いします。

鎌賀副会長 ご審議ありがとうございました。これをもちまして令和 7 年第 10 回の総会を閉会します。

議 長 境 良一

議事録署名人 上村 博文

議事録署名人 芥川 高一